租税特別措置法適用証明申請書

マンション建替事業用

（租税特別措置法第76条第１項第３号〔登録免許税の免税〕関係）

　年　月　日

横浜市長　山中　竹春　殿

申請者（事業の施行者）

所在地又は住所

名称又は氏名

　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第76条第１項の規定の適用を受けたいので、別紙の権利変換後の土地に関する権利について必要な登記は、下記のとおり同項の規定に該当するものであることを証明願います。

記

１.　当該登記が、租税特別措置法第76条第１項に規定するマンション建替事業に伴い受けるものであること。

２.　当該登記が、同項第３号の登記に該当すること。

３.　当該登記を受ける別紙の申請者に係る租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第42条の３第２項の控除した残額又は同条第３項各号に定める価額の、同条第２項の「施行再建マンション概算額」に占める割合が以下のとおりであること。

　　　 金（Ａ）円／金（Ｂ）円

４.　当該登記に係るマンション建替事業が、同令第42条の３第３項に規定する隣接施行敷地を取得するマンション建替事業に該当すること。

５.　当該マンション建替事業に係る施行再建マンションの住戸の規模及び構造が、平成26年国土交通省告示第1183号に定める基準に適合するものであること。

（別紙）

・申請者

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地又は住所 |  |
| 名称又は氏名 |  |

・権利変換後の土地の表示

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 | 権利の種類 |
|  |  |  |  |  |

（注）　いずれも登記記録の記載に合わせて記載する。

…………………………………………………………………………………………………………

番号

　年　月　日

上記のとおり相違ないことを証明します。

横浜市長

山中　竹春　　　　　印

注　１）都道府県知事の部分は、マンション建替事業が市の区域内で行われる場合にあっては市長に変更すること。

　　２）当該登記を受ける別紙の申請人が、租税特別措置法第76条第１項に規定する担保権等の登記に係る権利を有するものである場合、証明事項は１.、２.、及び５.となるため、３.及び４.は二重線等で抹消する。

　　３）当該登記を受ける別紙の申請人が、同項に規定する施行再建マンションの敷地利用権を与えられることとなるものであって隣接施行敷地を取得しない場合、証明事項は１.、２.、３.及び５.となるため４.は二重線等で抹消する。

４）３.を記入するに当たっては、以下の計算をすること。

①　隣接施行敷地を取得しない場合

（施行再建マンションの敷地利用権の価額の概算額－施行マンションの敷地利用権の価額）［Ａ］／施行再建マンションの敷地利用権の価額の概算額［Ｂ］

②　隣接施行敷地を取得する場合

ア　権利変換前の敷地利用権部分の価額（※）≧施行マンションの敷地利用権の価額の場合

（※）権利変換前の敷地利用権部分の価額：施行再建マンションの敷地利用権の価額の概算額－（隣接施行敷地の価額及び減価額の合計額×施行再建マンションの敷地利用権に係る持分）（以下同じ。）

　（施行再建マンションの敷地利用権の価額の概算額－施行マンションの敷地利用権の価額）［Ａ］／施行再建マンションの敷地利用権の価額の概算額［Ｂ］

イ　権利変換前の敷地利用権部分の価額＜施行マンションの敷地利用権の価額の場合

　（隣接施行敷地の価額及び減価額の合計額×施行再建マンションの敷地利用権に係る持分）［Ａ］／施行再建マンションの敷地利用権の価額の概算額［Ｂ］

５）証明申請書を都道府県知事（市の区域内で行われる場合にあっては市長）宛てに提出するに際しては、施行再建マンションが５.に該当することを示す書面等を添付すること。